

第119回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時



開催場所

東京都文京区関口二丁目10番8号
ホテル椿山荘東京 ホテル1階
「ボールルーム」
(末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)

議決権
行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後5時

定時株主総会終了後に次期中期経営計画（中期計画2024）の説明会の開催を予定しています。

なお、軽食の提供ならびにお土産などの配布につきましては、引き続き取りやめとさせていただきます。

DOWAホールディングス株式会社

証券コード：5714

目次

招集ご通知

第119回定時株主総会招集ご通知	3
------------------	---

株主総会参考書類

第1号議案 定款の一部変更について	7
第2号議案 取締役9名選任について	9
第3号議案 補欠の社外監査役1名選任について	20
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定について	21

事業報告

連結計算書類	50
--------	----

計算書類

監査報告書	56
-------	----

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、株主総会へのご出席にあたり、マスク着用や事前の検温、ご自身の体調がすぐれない場合には出席を控えていただくなど、感染拡大防止に向けたご配慮をいただけますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場におきまして、係員のマスク着用、アルコール消毒薬設置、検温等の新型コロナウイルス感染拡大防止のための対策を講じることがございますので協力賜りますようお願い申し上げます。

DOWAは素材と技術で社会を支える存在であり続けます

DOWAグループの企業理念、ビジョン、価値観、行動規範

Mission (企業理念)

DOWAグループの存在理由

地球を舞台とした事業活動を通じて、豊かな社会の創造と資源循環型社会の構築に貢献する

Vision (ビジョン)

DOWAグループが目指す将来像（2030年のありたい姿）

本業とする資源循環と優れた素材・技術の提供を進化させ、安心な未来づくりに貢献し続ける

価値観 (Value)

DOWAグループの役員・社員が大切にしている基準

- 社会の課題と正しく向き合う
- 誠実で責任ある行動をとる
- 公正な競争を行う
- 変化を受け入れて、挑戦の機会とする
- 多様性を認め、個人を尊重する

Code (行動規範)

DOWAグループの役員・社員が行動や判断する際の模範



DOWAグループの企業理念

https://www.dowa.co.jp/jp/about_dowa/philosophy.html

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第119回定時株主総会を2022年6月24日（金曜日）に開催するにあたり、招集ご通知をお届けいたします。

2021年度の事業の概要および本総会の議案についてご説明申し上げますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルスの感染状況次第ではありますが、本総会終了後、今年度から始まる新たな中期経営計画「中期計画2024」の説明会を予定しております。本総会にご出席の際には合わせてご参加ください。

引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022年6月

代表取締役社長 関口 明

2022年6月2日

株 主 各 位

東京都千代田区外神田四丁目14番1号
DOWAホールディングス株式会社
代表取締役社長 関 口 明

第119回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第119回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合には、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類（7頁～23頁）をご検討いただき、2022年6月23日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|---|----------|---|-----|---|------------|-------------|-------|-------------|-------|------------------|-------|-------------------------------|
| 1. 日 時 | 2022年6月24日（金曜日）午前10時 | | | | | | | | | | | | |
| 2. 場 所 | 東京都文京区関口二丁目10番8号
ホテル椿山荘東京 ホテル1階「ボールルーム」
※末尾の会場ご案内図をご参照ください。 | | | | | | | | | | | | |
| 3. 目的事項 | <table><tbody><tr><td>報告事項 第1号</td><td>第119期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果の報告について</td></tr><tr><td>第2号</td><td>第119期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の報告について</td></tr><tr><td>決議事項 第1号議案</td><td>定款の一部変更について</td></tr><tr><td>第2号議案</td><td>取締役9名選任について</td></tr><tr><td>第3号議案</td><td>補欠の社外監査役1名選任について</td></tr><tr><td>第4号議案</td><td>取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定について</td></tr></tbody></table> | 報告事項 第1号 | 第119期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果の報告について | 第2号 | 第119期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の報告について | 決議事項 第1号議案 | 定款の一部変更について | 第2号議案 | 取締役9名選任について | 第3号議案 | 補欠の社外監査役1名選任について | 第4号議案 | 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定について |
| 報告事項 第1号 | 第119期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果の報告について | | | | | | | | | | | | |
| 第2号 | 第119期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の報告について | | | | | | | | | | | | |
| 決議事項 第1号議案 | 定款の一部変更について | | | | | | | | | | | | |
| 第2号議案 | 取締役9名選任について | | | | | | | | | | | | |
| 第3号議案 | 補欠の社外監査役1名選任について | | | | | | | | | | | | |
| 第4号議案 | 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定について | | | | | | | | | | | | |

以 上

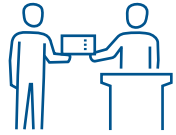
ご留意事項

1. 連結計算書類および計算書類のうち連結注記表および個別注記表は、法令および定款第13条の定めに基づき、当社ウェブサイト (<https://www.dowa.co.jp/>) に掲載しております。したがって、本通知に添付した連結計算書類および計算書類は、監査役または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト (<https://www.dowa.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
3. ボールルームが混雑した場合や、開会から相当の時間が経過した場合など、予備会場にご案内させていただく場合がございます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合

株主総会へ出席
株主総会開催日時



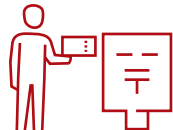
2022年6月24日
(金曜日)
午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、代理人は、本総会において議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。

株主総会にご出席いただけない場合

書面による議決権行使
行使期限

2022年6月23日(木曜日)
午後5時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

インターネットによる議決権行使

行使期限

2022年6月23日(木曜日) 午後5時まで

スマート行使



パソコンまたはスマートフォンから、
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

インターネットにより議決権を行使される場合には、6頁の内容をご確認のうえ、行使期限までに賛否をご入力ください。



議決権行使のお取り扱い

- 1 議決権行使書用紙にて議決権を行使される際、議案に対し賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- 2 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到達した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 3 議決権の不統一行使をされる場合には、本総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

※機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

インターネットによる議決権行使



「スマート行使」による方法

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする



！ 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力いただく必要があります。

2 議決権行使ウェブサイトを開く

以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、下記にお問合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

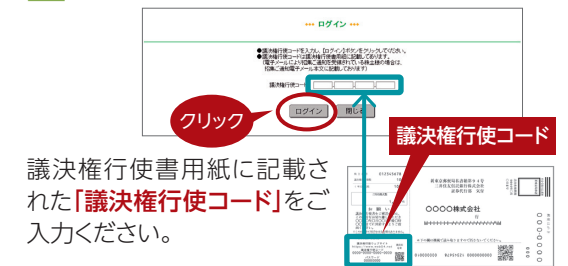
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>

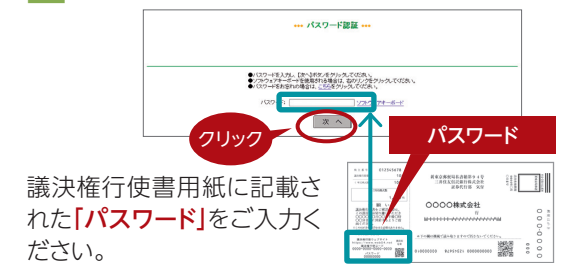
インターネットによる議決権行使は、パソコンやスマートフォンから、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。



2 ログインする



3 パスワードを入力する



4 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

電話番号： ☎ 0120-652-031
(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款の一部変更について

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第13条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次頁のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 この会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第13条 この会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. この会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第13条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下施行日という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第13条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役9名選任について

この総会終結のときをもって現在の取締役9名は全員任期が満了しますので、あらためて社外取締役3名を含む取締役9名を選任したいと存じます。

取締役候補者は、11頁以下のとおりであります。

【ご参考】 候補者一覧

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	出席回数／取締役会	取締役候補者の専門性・経験（スキルマトリックス）							
				企業経営 事業戦略	国際性	営業 マーケティング	研究 開発 生産	品質保証 安全 環境	財務 会計 ファイナンス	人事 労務	法務 コンプライアンス サステナビリティ
1	山田 政雄	代表取締役会長	16回／16回	○		○		○	○	○	○
2	関口 明	代表取締役社長	16回／16回	○	○	○			○	○	○
3	飛田 実	取締役	12回／12回	○		○	○	○			
4	菅原 章	取締役	12回／12回	○		○	○	○			
5	片桐 敦	執行役員	—	○		○			○	○	○
6	細野 浩之	執行役員	—	○	○	○			○		○
7	細田 衛士	社外取締役	16回／16回		○			○			○
8	小泉 淑子	社外取締役	16回／16回		○					○	○
9	佐藤 公生	社外取締役	12回／12回	○	○	○			○	○	

(注) 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、次回更新時には、同程度の内容での更新を予定しております。当該契約では、被保険者が、役員としての業務の遂行（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求を提起されることによって被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。

また、被保険者すべての保険料を当社が負担しており、各候補者が再任または選任された場合、各氏は当該契約の被保険者となります。

候補者
番号

1 やま だ ま さ お
山田 政雄

再任

生年月日 1953年11月15日生	取締役在任年数 13年
取締役会への出席状況 100% (16回/16回)	所有する当社の株式数 4,985株



■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1978年 4月	当社入社	2008年 4月	小坂製錬(株)代表取締役社長兼DOWA メタルマイン(株)取締役
2003年 4月	当社エコビジネス&リサイクル カンパニー バイスプレジデント	2009年 2月	当社上席執行役員
2003年 6月	当社執行役員、エコビジネス&リサイクル カンパニー バイスプレジデント	2009年 4月	当社上席執行役員副社長
2005年 4月	当社執行役員、エコビジネス&リサイクル カンパニー プレジデント	2009年 6月	当社代表取締役社長
2006年 10月	当社執行役員兼DOWAエコシステム(株) 代表取締役社長	2012年 4月	日本鉱業協会会長 (2013年3月まで)
		2018年 6月	当社代表取締役会長 (現職)
		2019年 3月	藤田観光(株)社外取締役 (現職)
		2019年 6月	(株)CKサンエツ社外取締役 (現職)

■ 当社との特別な利害関係

特になし

■ 取締役候補者とした理由

山田政雄氏は、主に人事、総務関係を中心とした豊富な職務経験を持ちます。DOWAエコシステム社長、小坂製錬社長などを歴任し、グループの中核となる環境・リサイクル事業の事業拡大と基盤強化を進めました。

2009年に当社代表取締役社長、2018年には当社代表取締役会長に就任しました。数多くの海外事業展開や国内事業基盤の強化に取り組み、強いリーダーシップで当社グループをけん引してきた実績があります。今年度から新たな中期経営計画が始まるにあたり、グループ事業全般に関する同氏の豊富な知見を当社経営に活かすことが必要であると判断し、当社取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

せきぐち
2 関口

あきら
明

再任

生年月日

1960年10月18日生

取締役在任年数

4年

取締役会への出席状況

100% (16回/16回)

所有する当社の株式数

2,100株



■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年 4月	当社入社	2013年 4月	当社執行役員兼DOWAメタルマイン(株)代表取締役社長
2004年 8月	当社メタルズ カンパニー 資源・原料部長	2018年 4月	当社上席執行役員副社長
2006年 4月	当社メタルズ カンパニー 企画室長	2018年 4月	日本鉱業協会会長 (2019年3月まで)
2006年 10月	DOWAメタルマイン(株)取締役、企画室長	2018年 6月	当社代表取締役社長 (現職)
2011年 4月	小坂製錬(株)代表取締役社長		

■ 当社との特別な利害関係

特になし

■ 取締役候補者とした理由

関口明氏は、これまで労務、製錬原料調達、経営企画を中心として幅広い職務経験を持ちます。とりわけ資源開発・製錬分野においては小坂製錬社長、DOWAメタルマイン社長などを歴任し、新規海外鉱山の開発や国内製錬所の収益体制の強化を進めるとともに、事業基盤の強化・安定とガバナンス体制の強化を進めてきました。

2018年からは当社代表取締役社長として強いリーダーシップを発揮してグループ経営をけん引しており、当社企業価値の持続的向上を図るにあたり、引き続き同氏の豊富な経験と実績、リーダーシップなどを当社の経営に活かすことが必要と判断し、当社取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

3 とび た
飛田

みのる
実

再任

生年月日 1960年8月28日生	取締役在任年数 1年
取締役会への出席状況 100% (12回/12回)	所有する当社の株式数 1,241株



■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年4月	当社入社	2021年4月	当社執行役員、品質保証、環境・安全担当
2011年4月	エコシステム千葉(株)常務取締役	2021年6月	当社取締役(現職)
2013年4月	DOWAエコシステム(株)取締役、ウェステック事業部長	2021年6月	DOWAエコシステム(株)取締役(現職)、 DOWAサーモテック(株)取締役(現職)
2017年4月	当社執行役員兼DOWAエコシステム(株)代表取締役社長		

■ 当社との特別な利害関係

特になし

■ 取締役候補者とした理由

飛田実氏は、入社以来、鉱山開発、環境コンサルティングを中心とした豊富な職務経験を持ち、エコシステム千葉常務取締役、DOWAエコシステム社長を歴任してきました。

資源開発、環境・リサイクルという異なる分野で技術者として幅広く業務を遂行してきた豊富な知識と見識により、グループ全体の品質、安全体制のさらなる強化への貢献が期待できること、また当社グループ事業会社代表者の経験から経営に関する知見も深いことから、取締役として適任であると判断しております。

候補者
番号

4 ^{すがわら}
菅原

^{あきら}
章

再任

生年月日 1961年4月13日生	取締役在任年数 1年
取締役会への出席状況 100% (12回/12回)	所有する当社の株式数 2,635株



招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年4月	当社入社	2013年4月	同社取締役、金属加工事業部長
1999年6月	当社金属材料研究所長	2016年4月	当社執行役員兼DOWAメタルテック(株)代表取締役社長
2004年4月	当社エレクトロニクス&メタルプロセッシングカンパニー 金属加工事業部塩尻工場長	2021年4月	当社執行役員、技術、事業開発担当
2006年4月	当社メタルプロセッシングカンパニー 金属材料研究所長	2021年6月	当社取締役 (現職)
2006年10月	DOWAメタルテック(株)取締役、金属材料研究所長	2021年6月	DOWAエレクトロニクス(株)取締役 (現職)、DOWAメタルテック(株)取締役 (現職)、DOWAテクノロジー(株)取締役 (現職)

■ 当社との特別な利害関係

特になし

■ 取締役候補者とした理由

菅原章氏は、入社以来、金属加工分野の製造拠点、研究所を経て、DOWAメタルテック技術センター長、金属加工事業部長、DOWAメタルテック社長を歴任してきました。

事業開発および研究開発分野での長年の経験により、グループ全体の技術、事業開発を強力に推進できることが期待されること、また当社グループ事業会社代表者の経験から経営に関する知見も深いことから、取締役として適任であると判断しております。

候補者
番号

5 かたぎり
片桐

あつし
敦

新任

生年月日

1962年10月14日生

取締役在任年数

—

取締役会への出席状況

—

所有する当社の株式数

1,915株



■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社

2007年 3月 DOWAメタルマイン(株)亜鉛事業部長

2008年 4月 当社取締役、亜鉛事業部長

2011年 4月 当社取締役、企画室長

2018年 4月 当社人事・人材開発部門 部長

2021年 4月 当社執行役員、人事部長（現職）

■ 当社との特別な利害関係

特になし

■ 取締役候補者とした理由

片桐敦氏は、当社入社以来、人事・労務関係を中心とした管理業務全般の職務を経て、DOWAメタルマイン取締役亜鉛事業部長、当社取締役企画室長を歴任後、現在は当社の執行役員人事部長に就任しております。

多様な職務経験に基づく人事・労務、経理・財務、法務、営業等の幅広い知見から、当社のより強固なコーポレートガバナンス体制の構築に大きく寄与することが期待できるため、当社取締役にふさわしいと考えております。

候補者
番号

6 ほそ の 細野

ひろ ゆき 浩之

新任

生年月日

1962年12月21日生

取締役在任年数

—

取締役会への出席状況

—

所有する当社の株式数

1,091株



招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1991年 7月	当社入社	2018年 4月	当社企画・広報部門 部長
2008年 6月	DOWAオーリンメタル(株)取締役	2018年 4月	DOWAエレクトロニクス(株)取締役（現職）、 DOWAメタルテック(株)取締役（現職）
2012年 4月	同社代表取締役社長		
2016年 4月	DOWAメタルテック(株)取締役、経営企画 室長	2021年 4月	当社執行役員、経営企画部長兼サステナ ビリティ推進室長、広報IR室長（現職）

■ 当社との特別な利害関係

特になし

■ 取締役候補者とした理由

細野浩之氏は、米国にて国際的業務に従事した後、当社へ入社し、国内営業を経て海外法人にて勤務しました。以降、DOWAオーリンメタル社長、DOWAメタルテック金属加工事業部の営業部長、同社取締役経営企画室長を歴任し、現在は当社の執行役員経営企画部長に就任しております。

経営企画や営業、管理部門等の広範な職歴や海外勤務による国際性、当社グループ外の経験による客観的視点は、今後の当社のサステナブルな企業経営に必須であるため、当社取締役にふさわしいと考えております。

候補者
番号7 ^{ほそだ} 細田 ^{えいじ} 衛士再任
社外
独立

生年月日

1953年5月21日生

取締役在任年数

12年

取締役会への出席状況

100% (16回/16回)

所有する当社の株式数

0株



■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1980年4月	慶應義塾大学経済学部助手	2011年1月	環境省 中央環境審議会委員 (2021年1月まで)
1987年4月	同大学経済学部助教授		
1994年4月	同大学経済学部教授 (2019年3月まで)	2017年3月	(公財) 自動車リサイクル高度化財団代表理事 (2020年6月まで)
2001年7月	同大学経済学部長 (2005年9月まで)		
2009年1月	環境省 中央環境審議会臨時委員 (2011年1月まで)	2019年4月	中部大学経営情報学部教授 (2022年3月まで)
2009年4月	内閣府 規制改革会議専門委員 (2010年3月まで)	2020年4月	同大学経営情報学部長 (2022年3月まで)
2009年12月	経済産業省 産業構造審議会臨時委員 (2016年1月まで)	2021年4月	同大学副学長 (2022年3月まで)
		2022年4月	同大学学事顧問 (現職)
2010年6月	当社取締役 (現職)	2022年4月	東海大学副学長、政治経済学部経済学科教授 (現職)

■ 当社との特別な利害関係

特になし

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

細田衛士氏は、慶應義塾大学、中部大学および東海大学で長年にわたり環境経済学の研究にあたってきました。その専門的知見を評価され、環境省中央環境審議会や経済産業省産業構造審議会などの委員に選ばれて活躍してきました。

これらの活動で培われた同氏の知見や経験に基づく意見や判断は、環境事業をはじめとした当社事業の推進においても大きな貢献が期待できると判断し、当社社外取締役として選任をお願いするものです。同氏は、2010年6月に就任して以来、12年間、当社の社外取締役をつとめております。

(注) 1. 細田衛士氏は、社外取締役候補者であります。

2. 当社が上場する金融商品取引所に対し、細田衛士氏を独立役員として届け出ております。

3. 当社は、細田衛士氏との間で、会社法第427条第1項の規定および当社定款に基づき、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。

候補者
番号

8 ^{こ いずみ} 小泉 ^{よし こ} 淑子

再任
社外
独立

生年月日 1943年9月25日生	取締役在任年数 7年
取締役会への出席状況 100% (16回/16回)	所有する当社の株式数 0株



■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1972年 4月	弁護士登録	2008年 5月	(公財) 国際民商事法センター評議員 (2017年6月まで)
1972年 4月	菊池法律特許事務所入所	2009年 4月	シティユウワ法律事務所パートナー (現職)
1980年 1月	榎田江尻法律事務所 (現西村あさひ法律事務所) パートナー	2012年10月	内閣府 政府調達苦情検討委員会委員長代理 (2014年10月まで)
2000年 5月	Inter-Pacific Bar Association 女性ビジネス・ロイヤー委員会委員長 (2002年5月まで)	2013年 4月	(一財) 日本法律家協会理事 (現職)
2003年 8月	内閣府 食品安全委員会専門委員 (2013年9月まで)	2015年 6月	当社取締役 (現職)
2007年 3月	ボッシュ(株)監査役 (2009年3月まで)	2015年 6月	太平洋セメント(株)取締役 (現職)
2008年 1月	西村あさひ法律事務所カウンセラー	2016年 6月	住友ベークライト(株)監査役 (2019年6月まで)
		2017年 9月	日本工営(株)監査役 (現職)

■ 当社との特別な利害関係

特になし

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

小泉淑子氏は、弁護士として長年にわたり海外取引案件に深く携わっているほか、Inter-Pacific Bar Associationにおいて役員や女性ビジネス・ロイヤー委員会委員長として活躍してきました。

このような幅広い活動を通じて培われた同氏の知見や経験は、コンプライアンスを含め当社事業の推進においても大きな貢献が期待できると判断し、当社社外取締役として選任をお願いするものです。同氏は、2015年6月に就任して以来、7年間、当社の社外取締役をつとめております。

- (注) 1. 小泉淑子氏は、社外取締役候補者であります。
2. 当社が上場する金融商品取引所に対し、小泉淑子氏を独立役員として届け出ております。
3. 当社は、小泉淑子氏との間で、会社法第427条第1項の規定および当社定款に基づき、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。

候補者
番号

9 さとう きみお
佐藤 公生

再任
社外
独立

生年月日 1958年12月4日生	取締役在任年数 1年
取締役会への出席状況 100% (12回/12回)	所有する当社の株式数 0株



■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1981年4月	日鉄鉱業(株)入社	2013年6月	同社取締役副社長
2007年6月	同社九州支店長	2015年4月	同社代表取締役社長
2010年6月	同社本社資源営業部長	2019年5月	同社取締役
2011年6月	同社取締役、金属営業部担当兼資源営業部長	2019年6月	同社相談役
2012年6月	同社常務取締役、経理部・資源営業部・金属営業部管掌	2021年3月	同社名誉相談役（現職）
		2021年6月	当社取締役（現職）

■ 当社との特別な利害関係

特になし

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

佐藤公生氏は、日鉄鉱業(株)において、長年営業分野で手腕を発揮し、要職を歴任後に同社代表取締役社長を務めました。

当社グループ外の企業における代表者の経験により、今後、事業を運営していくにあたって有益なご意見やご指導をいただくことで大きな貢献が期待できると判断し、当社社外取締役として選任をお願いするものです。同氏は、2021年6月に就任して以来、1年間、当社の社外取締役をつとめております。

- (注) 1. 佐藤公生氏は、社外取締役候補者であります。
 2. 当社が上場する金融商品取引所に対し、佐藤公生氏を独立役員として届け出ております。
 3. 当社は、佐藤公生氏との間で、会社法第427条第1項の規定および当社定款に基づき、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
 4. 佐藤公生氏が日鉄鉱業(株)代表取締役社長に在任中、同社の海外子会社において不適切な会計処理が発生しております。なお、当該問題については、当社において、第三者委員会による調査を実施のうえ、その提言に基づき対策および処分が行われております。

補欠の社外監査役1名選任について

この総会開始のときをもって補欠の社外監査役の選任決議の効力が満了しますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、あらためて補欠の社外監査役1名を選任したいと存じます。この補欠の社外監査役は、社外監査役福澤元、武田仁および江川茂の三氏の補欠として就任するものとします。

補欠の社外監査役の候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

おおば 浩一郎
大庭 浩一郎

社外
独立

生年月日
1962年12月23日生

所有する当社の株式数
0株



■ 略歴および地位ならびに重要な兼職の状況

1992年 4月	弁護士登録	2014年10月	司法試験考査委員（労働法）（2017年10月まで）
1992年 4月	丸の内総合法律事務所入所	2015年 3月	競馬セキュリティサービス(株)取締役（現職）
2005年 1月	同事務所パートナー（現職）	2018年 5月	雪印種苗(株)取締役（現職）

■ 当社との特別な利害関係

特になし

■ 補欠の社外監査役候補者とした理由

大庭浩一郎氏は、弁護士として長年企業法務に携わってきました。

同氏のコンプライアンスなどについて深い知見と経験は、当社事業の推進においても大きな貢献が期待できると判断し、当社補欠の社外監査役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 大庭浩一郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 大庭浩一郎氏が社外監査役に就任する場合、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。
3. 大庭浩一郎氏が社外監査役に就任する場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定および当社定款に基づき、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。
4. 当社は、保険会社との間で、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、次回更新時には、同程度の内容での契約更新を予定しております。当該契約では、被保険者が、役員としての業務の遂行（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求を提起されることによって被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。また、被保険者すべての保険料を当社が負担しており、大庭浩一郎氏が社外監査役に就任する場合、同氏は当該契約の被保険者となります。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定について

当社の取締役の報酬等の額は、2016年6月24日開催の第113回定時株主総会において、年額5億7千万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除く。以下対象取締役という）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額1億円以内といたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる普通株式の総数は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる数として年44,000株以内（ただし本議案の決議の日以降当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合が行われた場合には、係る分割比率または併合比率等に依りて調整されるものとする）、また、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定するものとします。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、本議案の承認可決を条件として、その内容を、23頁の「ご参考」に記載のとおり変更することを予定しており、本議案の内容は係る変更後の方針に沿って報酬等を支給するために必要かつ合理的なものであることから、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は6名となります。

これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下本割当契約という）を締結するものとします。

なお、本議案を原案のとおり承認いただいた場合には、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても、対象取締役に對するものと同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から当社の取締役を退任（ただし当社の執行役員を兼任している場合または取締役を退くと同時に当社の執行役員に就任する場合には当社の取締役および執行役員のいずれでもなくなったことをもって退任とする。以下同じ）する日までの間（以下譲渡制限期間という）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下本割当株式という）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下譲渡制限という）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役の退任が当社の取締役会が正当と認める理由による退任であることを条件として、本割当株式の全部（ただし下記（3）②により本割当株式の全部または一部を当社が無償取得する場合にはその無償取得後の残部）について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(3) 本割当株式の無償取得

- ①当社は、譲渡制限期間が満了した時点の直後の時点において上記（2）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- ②また、本割当株式に係る報酬の対象である職務執行期間内に退任した場合にはその残存期間に応じた数の本割当株式を当社が無償取得するほか、非違行為があった場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式の全部または一部を無償で取得する。

(4) 組織再編等における取り扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、係る譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定で

<ご参考>

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針 変更案（骨子）

1. 基本方針

取締役の報酬制度は、報酬委員会の助言を受けて、当社グループの連結業績、当社の株価、外部の報酬水準など客観的な視点を取り入れて設計する。固定報酬としての「基本報酬」、グループ連結業績を反映した「業績連動報酬」および「譲渡制限付株式報酬」によって構成する。

ただし、社外取締役については、独立した客観的立場から監督する役割を担う事から、個人別の業績を反映させる制度にはしない。

なお、上記の報酬委員会とは、年に1回以上開催され、社外取締役のほか社外有識者など外部者が過半数を占めるメンバーにより構成される任意の委員会を言う。

2. 個人別基本報酬額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位および個人の成果に応じて、当社の業績、他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

3. 業績連動報酬の内容および算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、経常利益を基準として定める業績連動報酬基準額に個人別業績を反映させた現金報酬とし、毎年一定の時期に支給する。

業績連動報酬の算定基準となる指標に経常利益を採用する狙いは、企業利益と報酬の連動による事業成長への貢献意欲の向上である。

4. 譲渡制限付株式報酬の内容および算定方法の決定に関する方針

譲渡制限付株式報酬は、取締役に対して取締役会決議に基づく金銭報酬債権を付与し、それを会社に現物出資させることで、退任までの譲渡制限を付した当社の普通株式を発行することにより支給する。金銭報酬債権額は取締役の役位に応じて決定し、1株当たりの金額は、株式の発行または処分に係る各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社株価の終値とする。

譲渡制限付株式報酬は、当社企業価値の持続的な向上に対する中長期的なインセンティブの醸成と、株主との一層の価値共有を目的としている。

5. 基本報酬額と業績連動報酬額、譲渡制限付株式報酬の割合の決定に関する方針

取締役の個人別の基本報酬、業績連動報酬および譲渡制限付株式報酬の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種、業態に属する企業をベンチマークとして、報酬委員会において検討を行い、報酬委員会の答申内容を尊重して、代表取締役社長が決定する。

6. 取締役の個人別報酬の決定に関する事項

取締役の個人別報酬額決定については代表取締役社長に一任し、代表取締役社長が取締役ひとりひとりの成果や業績を評価し、報酬額を決定する。

なお、代表取締役社長はその権限の行使にあたって、報酬委員会が制度の内容や報酬水準の客観性、妥当性等に関して検討、答申し、定めたプロセスに従うものとする。

以上

I. 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における当社グループの事業の状況につきましては、世界的に自動車の生産は不安定な状況が継続しましたが、当社グループへの影響は軽微であり、自動車関連製品およびサービスの販売は堅調に推移しました。情報通信関連製品の販売は第5世代移動通信システム（5G）向けが増加し、また、新エネルギー関連製品の販売は第3四半期連結会計期間以降、調整局面が続いています。環境・リサイクル関連サービスは廃棄物処理の受注が堅調でした。相場環境につきましては、前期と比較して平均為替レートは円安ドル高となり、銀およびPGM（白金族金属）等の貴金属、亜鉛および銅等のベースメタルの平均価格はともに上昇しました。

このような状況のなか、当社グループは「中期計画2020」の基本方針である「成長市場における事業拡大」、「既存ビジネスでの競争力強化」に基づき、企業価値向上への施策を着実に進めました。

これらの結果、当期の連結売上高は前期比41.5%増の831,794百万円、連結営業利益は同70.4%増の63,824百万円、連結経常利益は同104.5%増の76,073百万円となりました。また、法人税等が同48.6%増の20,259百万円となったこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は同133.7%増の51,012百万円となりました。

当社単体の売上高は前期比40.8%増の21,246百万円となり、営業利益は同77.6%増の12,564百万円、経常利益は同75.5%増の12,396百万円、当期純利益は同1,671.2%増の12,130百万円となりました。

なお、当社グループの「中期計画2020」につきましては、2020年度が最終年度でありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う状況の変化を鑑み、2020年8月7日に「中期計画2020」の最終年度を2021年度に変更しました。

当社は、株主の皆様への配当を経営における最重要課題の一つと位置付けており、安定した配当の継続を基本に、企業体質強化と将来の事業展開に備えた内部留保の充実を勘案のうえ、業績に応じた配当を行うことを方針としています。あわせて、中期計画2020の期間においては、1株当たり90円の安定した年間配当を維持したうえで、利益水準に応じた増配を目指してまいりました。

上記を踏まえ、当期の年間配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開、財務体質の強化等を総合的に勘案し、普通配当を前期より5円の増配となる1株当たり100円とし、業績が過去最高となったことから、1株当たり30円の特別配当を実施することといたします。

これにより、2022年3月期の1株当たりの年間配当は、合計130円となります。

主要セグメントごとの経営成績は次のとおりです。

環境・リサイクル部門

売上高、営業利益、経常利益の状況

(単位：百万円)

	2021年3月期	2022年3月期	増減	増減率
売上高	117,606	135,045	17,439	14.8 %
営業利益	8,455	12,667	4,211	49.8 %
経常利益	8,668	13,663	4,995	57.6 %

廃棄物処理事業では焼却の処理量および処理単価は堅調に推移しました。また、熔融・再資源化の処理量は増加しました。加えて、前連結会計年度の下期より操業を開始した不燃性廃棄物の中間処理・再資源化事業が業績に寄与しました。土壌浄化事業では土壌浄化の受注が堅調に推移しました。リサイクル事業では当社製錬所向けのリサイクル原料の集荷量は前期並みとなり、家電リサイクルの処理は高水準の稼働が継続しました。東南アジア事業ではインドネシア、タイおよびシンガポールにおいて廃棄物処理の受注が増加しました。

これらの結果、当部門の売上高は前期比14.8%増の135,045百万円、営業利益は同49.8%増の12,667百万円、経常利益は同57.6%増の13,663百万円となりました。



廃棄物処理施設

製錬部門

売上高、営業利益、経常利益の状況

(単位：百万円)

	2021年3月期	2022年3月期	増減	増減率
売上高	282,064	455,619	173,555	61.5 %
営業利益	20,342	36,166	15,824	77.8 %
経常利益	25,940	42,774	16,834	64.9 %

貴金属銅事業では金、銀および銅の生産量は減少し、すずの生産量は増加しました。PGM事業では使用済み自動車排ガス浄化触媒からの金属回収量が増加しました。亜鉛事業では亜鉛の生産量が増加しましたが、原料代や電力代等のコストは増加しました。これらに加え、製錬部門は、PGM等の貴金属、亜鉛および銅等のベースメタルの平均価格が前期比で上昇したことが業績に寄与しました。また、営業外損益では海外亜鉛鉱山の運営会社であるMINERA PLATA REAL社ならびにMINERA TIZAPA社等において持分法投資利益を計上しました。

これらの結果、当部門の売上高は前期比61.5%増の455,619百万円、営業利益は同77.8%増の36,166百万円、経常利益は同64.9%増の42,774百万円となりました。

電子材料部門

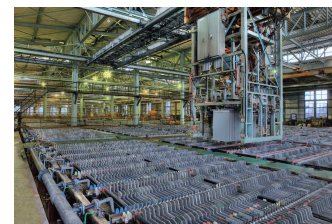
売上高、営業利益、経常利益の状況

(単位：百万円)

	2021年3月期	2022年3月期	増減	増減率
売上高	151,240	175,331	24,091	15.9 %
営業利益	2,472	5,252	2,780	112.4 %
経常利益	3,699	6,574	2,875	77.7 %

半導体事業では第2四半期連結会計期間より新たに量産販売を開始した近赤外LEDおよび受光素子（PD）が業績に寄与しました。電子材料事業では太陽光パネル向け銀粉の販売は第3四半期連結会計期間以降、調整局面が続いています。また、積層セラミックコンデンサ（MLCC）向け導電性アトマイズ粉の販売は増加しました。これらに加え、半導体事業と電子材料事業では、平均為替レートが前期比で円安ドル高となったことが業績に寄与しました。機能材料事業では磁性粉の販売は減少したものの、フェライト粉やキャリア粉の販売は増加しました。

これらの結果、当部門の売上高は前期比15.9%増の175,331百万円、営業利益は同112.4%増の5,252百万円、経常利益は同77.7%増の6,574百万円となりました。



亜鉛工場



銀粉

金属加工部門

売上高、営業利益、経常利益の状況

(単位：百万円)

	2021年3月期	2022年3月期	増減	増減率
売上高	77,819	111,947	34,127	43.9 %
営業利益	4,389	6,365	1,976	45.0 %
経常利益	4,637	6,817	2,179	47.0 %

伸銅品事業では新型コロナウイルス感染症の拡大により落ち込んだ自動車向けの需要が前第2四半期連結会計期間以降に回復し、以降も堅調に推移しました。また、第5世代移動通信システム（5G）向けの販売は増加しました。めっき事業では伸銅品事業と同様、自動車向けの需要は堅調に推移しました。回路基板事業では産業機械向けの販売は増加したものの、鉄道向けの販売は減少しました。

これらの結果、当部門の売上高は前期比43.9%増の111,947百万円、営業利益は同45.0%増の6,365百万円、経常利益は同47.0%増の6,817百万円となりました。



伸銅品

熱処理部門

売上高、営業利益、経常利益の状況

(単位：百万円)

	2021年3月期	2022年3月期	増減	増減率
売上高	23,179	28,994	5,814	25.1 %
営業利益	737	2,637	1,899	257.5 %
経常利益	820	3,010	2,190	266.9 %

熱処理事業では世界的な半導体不足の影響等により自動車の生産は不安定な状況が継続しましたが、当事業への影響は軽微であり、受託加工数量は前期比で大きく増加しました。工業炉事業では新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少していた国内外の設備販売およびメンテナンスの需要が大きく回復しました。

これらの結果、当部門の売上高は前期比25.1%増の28,994百万円、営業利益は同257.5%増の2,637百万円、経常利益は同266.9%増の3,010百万円となりました。



熱処理加工

主要製品・主要サービスの状況

(2021年3月期第1四半期連結会計期間を100として指数化)

		2021年3月期				2022年3月期			
		第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
環境・ リサイクル	国内の廃棄物中間処理量	100	96	102	92	102	103	107	96
	リサイクル原料集荷量 (小坂製錬㈱向け)	100	93	84	82	103	86	89	91
	東南アジアの廃棄物処理額	100	85	81	94	94	99	103	117
製錬	銅生産量 (小坂製錬㈱と小名浜製錬㈱の合計)	100	90	98	90	85	87	80	95
	亜鉛生産量 (秋田製錬㈱)	100	72	111	102	106	79	108	105
電子材料	LED販売量	100	105	98	98	93	154	146	124
	銀粉販売量	100	114	112	112	96	123	95	97
金属加工	伸銅品販売量	100	116	155	155	152	152	157	146
熱処理	熱処理加工売上高	100	152	190	199	190	194	196	207
	工業炉売上高	100	131	82	170	80	115	142	270

2 資金調達等についての状況

(1) 資金調達の状況

当連結会計年度中に行った資金調達は次のとおりです。

銘柄	発行年月日	発行総額	利率	満期償還日
第6回無担保社債	2021年9月24日	100億円	年0.100%	2026年9月24日

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は32,546百万円であり、主なものは次のとおりです。

(単位：百万円)

部門の名称	投資金額	投資の主な内容
環境・リサイクル部門	10,255	廃棄物処理設備の増強、既存設備の維持更新等
製錬部門	9,068	既存設備の維持更新等
電子材料部門	3,965	電子材料製造設備の増強、既存設備の維持更新等
金属加工部門	4,746	既存設備の維持更新等
熱処理部門	1,545	既存工場の増強、既存設備の維持更新等
その他	2,965	既存設備の維持更新等
合計	32,546	

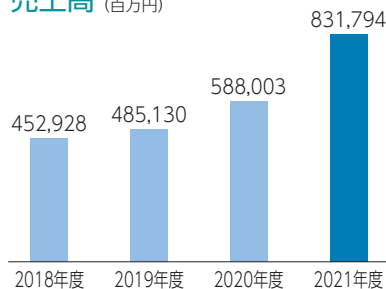
3 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

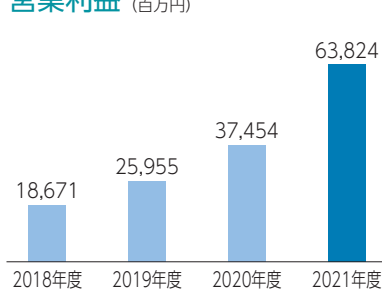
区 分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (当連結会計年度)
売上高	452,928	485,130	588,003	831,794
営業利益	18,671	25,955	37,454	63,824
経常利益	24,309	28,996	37,200	76,073
親会社株主に帰属する当期純利益	14,986	17,395	21,824	51,012
1株当たり当期純利益	253円22銭	293円92銭	368円45銭	857円32銭
総資産	494,683	512,495	598,471	657,283
純資産	246,158	258,241	276,715	328,574
自己資本比率	48.0%	48.4%	44.4%	47.7%

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産および損益の状況につきましては、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

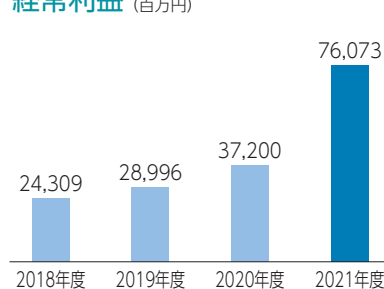
売上高 (百万円)



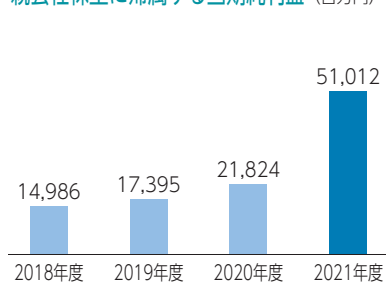
営業利益 (百万円)



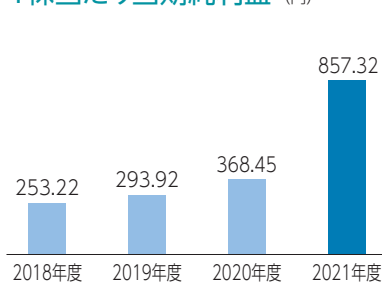
経常利益 (百万円)



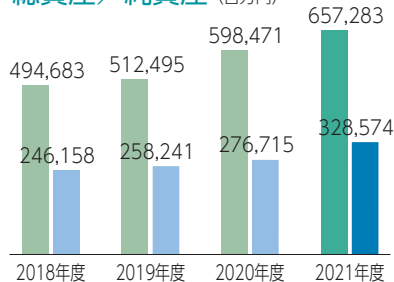
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



1株当たり当期純利益 (円)



総資産／純資産 (百万円)



4 主要な事業内容

当社グループの主要な事業内容は、環境・リサイクル事業、製錬事業、電子材料事業、金属加工事業および熱処理事業です。各部門の主要製品・サービスは次のとおりです。

部門の名称	主要製品・サービス
環境・リサイクル部門	廃棄物処理、土壌浄化、資源リサイクル、環境物流、一般物流
製錬部門	銅、亜鉛、鉛、金、銀、亜鉛合金、プラチナ、パラジウム、ロジウム、インジウム、硫酸、すず、アンチモン
電子材料部門	高純度金属材料、化合物半導体ウェハ、LED、導電材料、電池材料、磁性材料、還元鉄粉
金属加工部門	銅・黄銅・銅合金の板条、めっき加工品、黄銅棒、回路基板
熱処理部門	金属熱処理加工、金属表面処理加工、熱処理加工設備・付帯設備、プラントエンジニアリング

5 対処すべき課題

＜中期計画2020のレビュー＞

当社は2018年度より、「成長市場における事業拡大」と「既存ビジネスでの競争力強化」を基本方針とする「中期計画2020」（対象期間：2018年度～2021年度、2020年8月に対象期間を1年間延長）を推進してきました。

①成果

金属相場上昇の後押しのなか、中期計画に盛り込んだ施策を着実に実行・収益化した結果、2021年度は過去最高益を達成することができました。最高益の実現に伴い、中期計画2020における経営目標は、いずれも目標値を上回る結果となりました。

方針	部門	成長市場における事業拡大	既存ビジネスでの競争力強化			
成果	環境・リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・インドネシアにおける新処理拠点の着工 ・焼却炉の操業開始 ・使用済みリチウムイオン電池のリサイクル事業の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・家電リサイクル、自動車リサイクルの処理量拡大 ・国内埋立処分場の建設・供用開始（花岡） 			
	製錬	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済み触媒の海外サンプリング拠点の立ち上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロス・ガトス亜鉛鉱山（メキシコ）の操業開始 			
	電子材料	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェアラブル機器向け近赤外LED・PDの量産開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存製品・サービスの拡販・受注拡大 ・生産・処理設備の更新 ・生産性の向上 			
	金属加工	<ul style="list-style-type: none"> ・伸銅品の生産能力増強、海外加工拠点の拡充 				
	熱処理	<ul style="list-style-type: none"> ・海外需要地での熱処理設備の増強 				
主な経営目標	中期計画2020		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
	営業利益	450億円	186億円	259億円	374億円	638億円
	経常利益	500億円	243億円	289億円	372億円	760億円
	ROE	12%以上	6.3%	7.2%	8.5%	17.6%

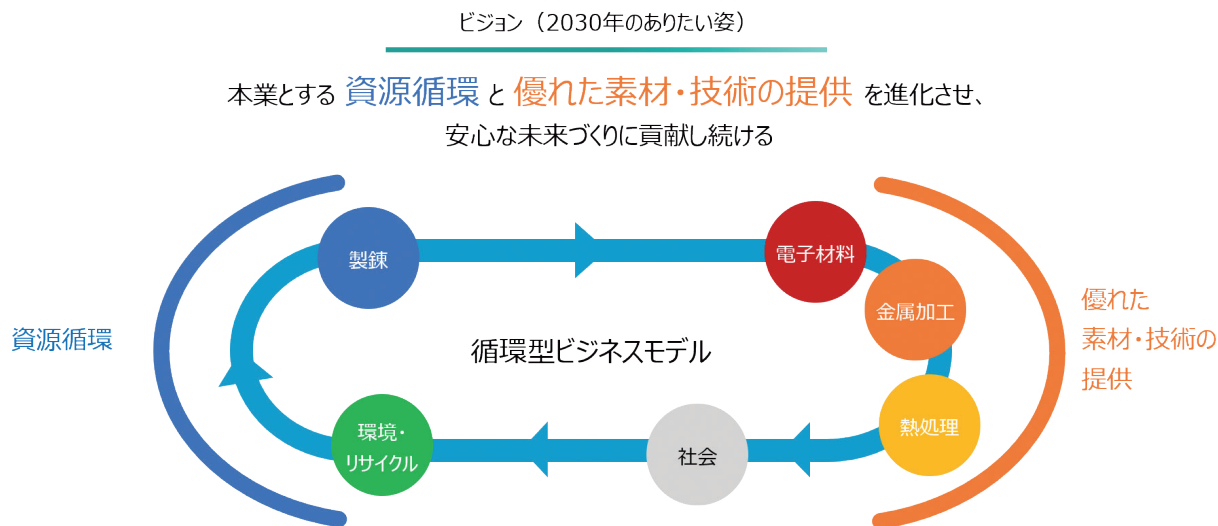
②課題認識

財務面は一定の成果が得られたものの、激変する外部環境に適応するためには、当事業の継続的な強化は必須であると考えています。また、経営基盤の充実化に向けて、サステナビリティ課題への対応を強化し、ステークホルダーの要求に応え続けることも重要と考えています。

<中期計画2024（2022年5月公表）>

当社は、2022年5月に「中期計画2024」（対象期間：2022年度～2024年度）を公表しました。「中期計画2024」では、当社グループのビジョン（2030年のありたい姿）の実現に向けて、経済的価値の向上と社会的価値の向上を両立する施策を推進することにより、企業価値の向上と持続可能な社会の実現への貢献に取り組んでいきます。なお、「中期計画2024」の詳細につきましては、当社ウェブサイトをご参照ください。

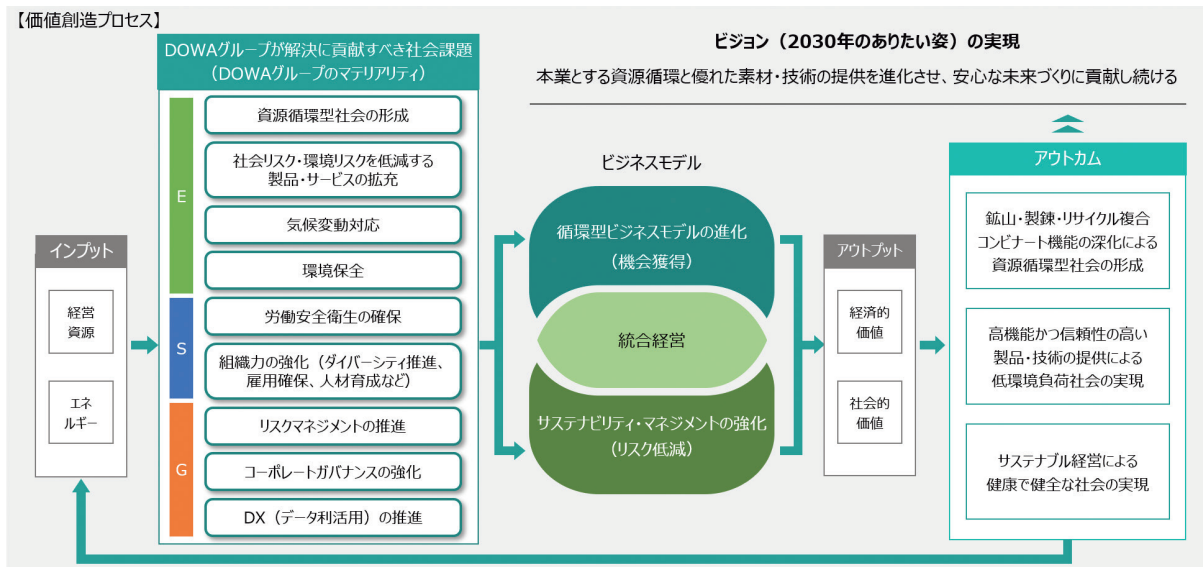
(<https://ir.dowa.co.jp/ja/ir/strategy.html>)



①基本戦略

事業環境やステークホルダーからの期待・要請などを踏まえ、「DOWAグループが解決に貢献すべき社会課題」を選定し、各課題を「DOWAグループのマテリアリティ」として位置付けました。

「中期計画2024」においては、「循環型ビジネスモデルの進化」による機会獲得と「サステナビリティ・マネジメントの強化」によるリスク低減を両立する施策に取り組み、「DOWAグループのマテリアリティ」の解決を図ることを中期計画2024の基本戦略としています。



②注力テーマ

中期計画2024の基本戦略に基づき、以下のテーマに注力していきます。

循環型ビジネスモデルの進化	サステナビリティ・マネジメントの強化
<ul style="list-style-type: none"> ・金属リサイクルの強化 ・資源循環と脱炭素の両立 ・成長市場向け製品・サービスの拡充 ・新規事業・技術の開発支援体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・サステナビリティ推進体制の構築 ・リスクマネジメント体制の拡充、コーポレートガバナンスの強化 ・気候変動への対応 ・人的資本の充実化 ・Digital Transformation (DX) の推進

③経営目標

「中期計画2024」の経営目標および前提条件は、以下のとおりです。

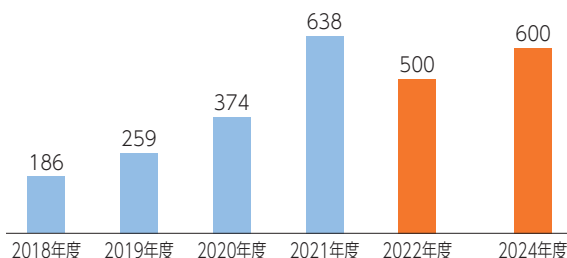
《財務目標》

	2021年度実績	2022年度予想	中期計画2024 (2024年度目標)
営業利益 (億円)	638	500	600
経常利益 (億円)	760	550	700
ROA (%)	12.1	—	10以上
ROE (%)	17.6	—	12以上

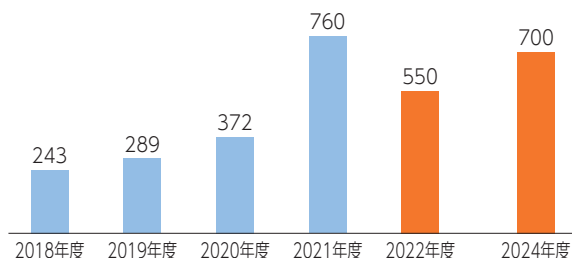
※ROA：総資産経常利益率（経常利益/期首・期末平均総資産）

ROE：自己資本当期純利益率（親会社株主に帰属する当期純利益/期首・期末平均自己資本）

営業利益 (億円)



経常利益 (億円)



《前提条件・感応度》

	中期計画2024	変動幅	感応度 (2022年度)
為替 (米ドル)	120.0円/ドル	±1円/ドル	6.8億円
銅	10,000ドル/トン	±100ドル/トン	0.4億円
亜鉛	3,800ドル/トン	±100ドル/トン	4.2億円

④資本政策の基本方針

当社は、企業理念やビジョン（2030年のありたい姿）の実現に向けて、持続的な成長と企業価値の最大化を目指しています。それらを実現するため、経営環境および将来のリスクを踏まえつつ、「成長投資の実施」、「健全な財務基盤の維持」、「株主還元の拡充」のバランスがとれた資本政策を実行します。

中期計画2024における取り組みは以下のとおりです。

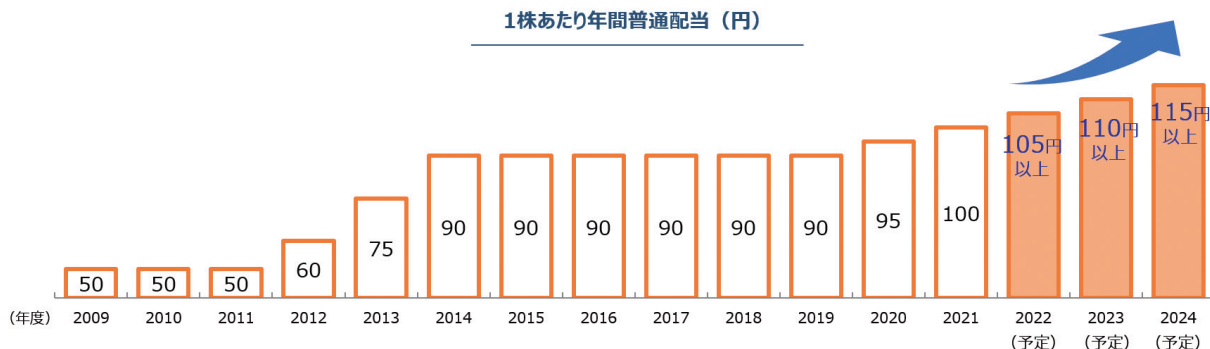
成長投資の実施	<ul style="list-style-type: none"> 成長が期待できる事業への投資、およびグループ全体の持続可能性を高める投資を積極的に行います 成長投資については、資本コストと投資によるリターンを勘案し、高い投資効果が期待される案件に注力します
健全な財務基盤の維持	<ul style="list-style-type: none"> 成長投資の継続や運転資金の確保に向けて、自己資本と有利子負債のバランスを十分考慮し、健全な財務基盤の維持を目指します
株主還元の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 株主還元については、配当を基本とし、安定的な配当と段階的な増配を目指します

《配当方針》

当社は、株主の皆様への配当を経営における最重要課題の一つと位置づけ、安定した配当の継続を基本に、企業体質強化と将来の事業展開に備えた内部留保の充実を勘案のうえ、業績に応じた配当を行うことを方針としています。

中期計画2024の期間（2022年度～2024年度）における配当については、同計画の経常利益が550億円から700億円へ段階的に増加することから、各年度において、「前年度実績から普通配当を減配しないこと」、「段階的に普通配当を増配すること」を基本方針とします。

また、各年度の業績やキャッシュ・フローの実績および将来の見通し等も勘案のうえ、さらなる増配を目指していきます。



※2016年度以前の1株あたり年間普通配当は、株式分割後の金額に補正しています。

※2021年度の配当総額は、普通配当(100円)に特別配当(30円)を加算した1株あたり130円です。

6 重要な子会社の状況

会社名	資本金	持分比率	主要な事業内容
DOWA エコシステム(株)	1,000百万円	100%	廃棄物処理事業、土壌浄化事業、リサイクル事業、東南アジア事業
DOWA メタルマイン(株)	1,000	100	貴金属銅事業、PGM（白金族）事業、亜鉛事業
DOWA エレクトロニクス(株)	1,000	100	半導体事業、電子材料事業、機能材料事業
DOWA メタルテック(株)	1,000	100	伸銅品事業、めっき事業、回路基板事業
DOWA サーモテック(株)	1,000	100	工業炉事業、熱処理事業

7 主要な営業所および工場等

当 社 本 社	東京都千代田区外神田四丁目14番1号
---------	--------------------

部門の名称	会社名	本社、主要な営業拠点および工場	
環境・リサイクル部門	DOWA エコシステム(株)	本社 営業拠点 研究所	東京都 大阪府、愛知県、宮城県、沖縄県 環境技術研究所(秋田県)、葛西実験室(東京都)
	エコシステム山陽(株) エコシステムジャパン(株) PT Prasadha Pamunah Limbah Industri DOWA メタルマイン(株)	工場 営業拠点 工場	岡山県 東京都、秋田県、埼玉県、千葉県、大阪府、岡山県、福岡県 インドネシア
製 錬 部 門	DOWA エレクトロニクス(株)	本社 営業拠点 研究所	東京都 メキシコ、カナダ、スペイン 製錬技術センター(秋田県)
	小坂製錬(株) 秋田製錬(株) (株)日本ピージーエム	工場 工場 工場	秋田県 秋田県 秋田県
	DOWA エレクトロニクス(株)	本社 営業拠点 研究所	東京都 大阪府 半導体材料研究所(秋田県)、電子材料研究所(埼玉県、岡山県)、機能材料研究所(岡山県)
電 子 材 料 部 門	DOWA セミコンダクター秋田(株)	工場	秋田県
	DOWA ハイテック(株)(導電・電池材料)	工場	埼玉県
	DOWA エレクトロニクス岡山(株)	工場	岡山県
	DOWA IPクリエーション(株)	工場	岡山県
金 属 加 工 部 門	DOWA メタルテック(株)	本社 営業拠点 研究所	東京都 静岡県、愛知県、福岡県 磐田技術センター(静岡県)、本庄技術センター(埼玉県)
	DOWA メタル(株)	工場	静岡県
	DOWA メタニクス(株)	工場	静岡県
	DOWA ハイテック(株)(めっき)	工場	埼玉県
熱 処 理 部 門	DOWA サーモテック(株)	本社 営業拠点 研究所	愛知県 東京都 愛知県、静岡県
	DOWA サーモエンジニアリング(株)	工場	愛知県、栃木県、群馬県、静岡県、滋賀県
	(株)セム HIGHTEMP FURNACES LTD.	工場 工場	愛知県 インド
そ の 他 部 門	DOWA マネジメントサービス(株)	営業拠点	東京都、秋田県、埼玉県、大阪府、岡山県、福岡県
	DOWA テクノロジー(株)	営業拠点	東京都、秋田県、埼玉県、静岡県、岡山県

8 使用人の状況

部門の名称	使用人数
環境・リサイクル部門	2,630名
製 錬 部 門	948
電 子 材 料 部 門	712
金 属 加 工 部 門	1,158
熱 処 理 部 門	1,239
その他・全社（共通）	707
合 計	7,394

- (注) 1. 使用人数は、就業人員（当社グループ外から当社グループへの出向者を含み、当社グループ外への出向者を除く）であり、臨時雇用者数（嘱託、臨時員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員など）は含んでいません。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属している者の数です。

9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10 主要な借入先および借入額

借入先	借入金残高
株式会社 みずほ銀行	15,528百万円
株式会社 りそな銀行	5,325
株式会社 静岡銀行	5,324
株式会社 日本政策投資銀行	5,116
農 林 中 央 金 庫	4,951
株式会社 秋田銀行	4,561
株式会社 中国銀行	4,473
三井住友信託銀行株式会社	4,419
株式会社 常陽銀行	3,514
株式会社 群馬銀行	2,875

II. 株式に関する事項

1 株式の状況

- (1) 発行済株式の総数 60,100,182株
 (注) 上記の発行済株式の総数は、自己株式1,889,024株を除いています。
- (2) 株主数 9,464名

2 大株主の状況

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 分 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	11,952千株	19.89%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	6,794	11.30
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	3,217	5.35
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	1,944	3.24
藤 田 観 光 株 式 会 社	1,877	3.12
全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会	1,840	3.06
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	1,141	1.90
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,008	1.68
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	959	1.60
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	925	1.54

- (注) 1. 当社は、自己株式1,889千株を保有しています。
 2. 持分比率につきましては、自己株式を控除した発行済株式総数を用いて算出しています。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1 会社役員の氏名、地位、担当および重要な兼職の状況等

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況等
山田 政雄	代表取締役会長	藤田観光(株) 取締役、(株)CKサンエツ 取締役
関口 明	代表取締役社長	
松下 克治	取締役	DOWAメタルマイン(株) 取締役、神島化学工業(株) 監査役
川口 純	取締役	DOWAメタルマイン(株) 取締役
飛田 実	取締役	DOWAエコシステム(株) 取締役、DOWAサーモテック(株) 取締役
菅原 章	取締役	DOWAエレクトロニクス(株) 取締役、DOWAメタルテック(株) 取締役、DOWAテクノロジー(株) 取締役
細田 衛士	取締役	中部大学副学長、経営情報学部長兼教授
小泉 淑子	取締役	弁護士、太平洋セメント(株) 取締役、日本工営(株) 監査役
佐藤 公生	取締役	日鉄鉱業(株) 名誉相談役
木下 博	常勤監査役	
福澤 元	常勤監査役	
武田 仁	監査役	弁護士、日本航空電子工業(株) 監査役
江川 茂	監査役	藤田観光(株) 監査役

- (注) 1. 取締役 細田衛士、取締役 小泉淑子および取締役 佐藤公生は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
 2. 取締役 細田衛士、取締役 小泉淑子、取締役 佐藤公生、監査役 福澤元、監査役 武田仁および監査役 江川茂は、当社が上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員です。
 3. 監査役 福澤元、監査役 武田仁および監査役 江川茂は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
 4. 監査役 福澤元は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
 5. 取締役 光根裕、取締役 加賀谷進および監査役 小林英文は、第118回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しました。
 6. 2022年4月1日において会社役員の重要な兼職の状況について変更がありました。

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況等
細田 衛士	取締役	東海大学副学長、政治経済学部経済学科教授

6. 当社では、経営上の重要な意思決定および監督の機能と業務執行の機能の分離・明確化を図るために、執行役員制度を導入しています。2022年3月31日における執行役員の氏名、地位、担当および重要な兼職の状況等は、次のとおりです。

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況等
片桐 敦	執行役員	人事部長
細野 浩之	執行役員	経営企画部長兼サステナビリティ推進室長、広報IR室長、DOWAエレクトロニクス(株) 取締役、DOWAメタルテック(株) 取締役
矢内 康晴	執行役員	DOWAエコシステム(株) 代表取締役社長
須山 俊明	執行役員	DOWAメタルマイン(株) 代表取締役社長
鈴木 浩二	執行役員	DOWAエレクトロニクス(株) 代表取締役社長
鬼王 孝志	執行役員	DOWAメタルテック(株) 代表取締役社長
辻 隆治	執行役員	DOWAサーモテック(株) 代表取締役社長
山田 潔	執行役員	DOWAテクノロジー(株) 代表取締役社長、DOWAエコシステム(株) 取締役、DOWAサーモテック(株) 取締役
若林 英一	執行役員	DOWAマネジメントサービス(株) 代表取締役社長兼DOWAホールディングス(株) 総務・法務部長、秘書室長、情報システム部長、DOWA興産(株) 代表取締役社長、東海汽船(株) 取締役

7. 2022年4月1日において執行役員の就任、地位、担当および重要な兼職の状況について変更がありました。

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況等
山田 潔	執行役員	DOWAサーモテック(株) 代表取締役社長
猪股 寛成	執行役員	DOWAテクノロジー(株) 代表取締役社長、DOWAエコシステム(株) 取締役、DOWAサーモテック(株) 取締役

2 当事業年度に係る取締役または監査役ごとの報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬制度は、固定報酬としての「基本報酬」と「業績連動報酬」によって構成されています。報酬制度は報酬委員会の助言を受けて、当社グループの連結業績、株主への配当、外部の報酬水準など客観的な視点を取り入れて設計しています。ただし、社外取締役については、独立した客観的立場から監督する役割を担う事から、個人別の業績を反映させる制度にはしておりません。また、各監査役の報酬は、業務執行から独立しているため固定報酬のみとし、株主総会で承認を受けた報酬総額の範囲内において、監査役の協議により報酬額を決定しています。なお、上記の報酬委員会は年に1回以上開催され、社外取締役のほか社外有識者など外部者が過半数を占めるメンバーにより構成されています。

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位および個人の成果に応じて、当社の業績、他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

業績連動報酬は、当社の株主に帰属する当期純利益および株主への配当を基準として定める業績連動報酬基準額に個人別業績を反映させた現金報酬とし、毎年一定の時期に支給します。業績連動報酬の算定基準となる指標に当期純利益と配当を採用した理由は、企業利益と報酬の連動による事業成長への貢献意欲の向上、および株主との価値共有の一層の促進を図るためです。

取締役の個人別の基本報酬額と業績連動報酬額の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種、業態に属する企業をベンチマークとして、報酬委員会において検討を行います。取締役会から委任を受けた代表取締役社長は、報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別報酬を決定します。取締役の個人別の報酬内容の決定に当たっては、取締役会で定めた決定方針との整合性を含めた多角的な検討を報酬委員会が行っており、委員会により定められた算定プロセスに従い代表取締役社長が決定しています。取締役会としても、以上の報酬委員会の関与によって、個人別の報酬内容についてその決定方針に沿うものであると判断しています。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標（当初業績予想）は、親会社株主に帰属する当期純利益300億円、1株当たり配当95円でしたが、実績は親会社株主に帰属する当期純利益510億円、1株当たり配当130円（普通配当100円、特別配当30円）となりました。

(2) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2016年6月24日開催の定時株主総会において、取締役に支給する報酬上限額を、年額5億7千万円以内と決議しています。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は7名（うち、社外取締役は2名）です。また、2006年6月28日開催の定時株主総会において、監査役に支給する報酬上限額を、年額1億円以内と決議しています。当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は4名です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別報酬額決定については代表取締役社長関口明に一任し、代表取締役社長が取締役ひとりひとりの成果や業績を評価し、報酬額を決定します。

なお、その権限の行使にあたっては、報酬委員会が制度の内容や報酬水準の客観性、妥当性等を検討し、代表取締役社長に助言を行い、代表取締役社長はこれを尊重することとしています。

これらの権限を委任した理由は、会社事業運営を総括している代表取締役に委任することが適切な判断につながるためです。

(4) 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役	428	266	161	—	11
監査役	70	70	—	—	5
(うち社外役員)	(78)	(66)	(11)	(—)	(7)

3 当事業年度中に辞任した会社役員または解任された会社役員に関する事項

該当事項はありません。

4 責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定および当社定款に基づき、社外役員全員と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任の限度額は、いずれも法令が規定する額としています。

5 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員およびその他会社法上の重要な使用者であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求に係る訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならない等、一定の免責事由があります。

6 社外役員に関する事項

(1) 他の会社の業務執行取締役等の兼職状況

該当事項はありません。

(2) 他の会社の社外役員の兼任状況

取締役 小泉淑子は太平洋セメント(株)の社外取締役および日本工営(株)の社外監査役です。監査役 武田仁は日本航空電子工業(株)の社外監査役です。当社と兼任先との間には特別の関係はありません。

(3) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(4) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	細 田 衛 士	同氏には、環境事業をはじめとした当社事業を推進する役割を期待しておりました。2021年度に開催された取締役会16回の全てに出席しました。同氏は、環境経済学の研究者として、また、環境省中央審議会などの委員として培った経験・見識に基づき、発言を行いました。
取 締 役	小 泉 淑 子	同氏には、コンプライアンスを含め当社事業を推進する役割を期待しておりました。2021年度に開催された取締役会16回の全てに出席しました。同氏は、弁護士として培った経験・見識に基づき、発言を行いました。
取 締 役	佐 藤 公 生	同氏には、当社の事業運営に対して意見や指導する役割を期待しておりました。2021年度に開催された取締役会のうち、2021年6月24日の就任後に開催された取締役会12回全てに出席しました。同氏は、日鉄鉱業(株)における代表取締役社長として培った経験・見識に基づき、発言を行いました。
監 査 役	福 澤 元	2021年度に開催された取締役会のうち、2021年6月24日の就任後に開催された取締役会12回全てに出席しました。また、2021年度に開催された監査役会のうち、2021年6月24日の就任後に開催された監査役会11回全てに出席しました。同氏は、(株)みずほフィナンシャルグループおよび保土谷化学工業(株)で培った経験・見識に基づき、発言を行いました。
監 査 役	武 田 仁	2021年度に開催された取締役会16回の全てに出席しました。また、2021年度に開催された監査役会15回の全てに出席しました。同氏は、弁護士として培った経験・見識に基づき、発言を行いました。
監 査 役	江 川 茂	2021年度に開催された取締役会16回の全てに出席しました。また、2021年度に開催された監査役会15回の全てに出席しました。同氏は、藤田観光(株)常勤監査役として培った経験・見識に基づき、発言を行いました。

IV. 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の氏名または名称

有限責任監査法人トーマツ

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

報酬等の額	66百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	184百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署および会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務の執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っています。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けています。

3 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対し、社債発行に関するコンフォートレター作成業務への対価として、2百万円を支払っています。また、当社の子会社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である再生可能エネルギー固定価格買取制度の賦課金減免申請に関する確認業務を委託しています。

4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

5 会計監査人と当社との間で締結している責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

V. 会社の体制および方針

1 株式会社の支配に関する事項

当社は、上記方針を定めておりませんが、基本的な考え方として、次のとおり「情報と時間ルール」を定めています。

情報と時間ルール

当社取締役会は、議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（以下、大規模買付といいます）を受け入れるかどうかは、最終的には、株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると認識しております。その判断にあたっては、当社の事業規模や事業領域に照らして、大規模買付を行おうとする者（以下、大規模買付者といいます）と当社取締役会の双方からの「適切な情報提供」と「十分な検討期間の確保」が必要であると考えます。

このような基本的な考え方に基づき、当社取締役会は、大規模買付を認識したときは、大規模買付者に対し、次の情報（以下、大規模買付情報といいます）を他の株主および取締役会に提供することを求めます。

- ① 大規模買付の目的および内容
- ② 買付価格の算定根拠および買付資金の裏付け
- ③ 大規模買付完了後に意図する当社経営方針および事業計画
- ④ その他株主価値に影響する重要な事項に関する情報

当社取締役会は、大規模買付情報を検討したうえで、当該大規模買付に対する評価意見を公表します。その際には、取締役会から独立した第三者により構成される委員会の意見を求めます。

また、当社取締役会は、当社株式の取引や異動状況を常に注視し、大規模買付がなされた場合に迅速かつ適切な対応をとり得る社内体制を整備いたします。

2 内部統制システムの状況

当社および当社グループ各社は、「DOWAグループの企業理念、ビジョン、価値観、行動規範」に則り、社会への貢献とともに、企業価値の最大化と株主から付託された経営責任を果たすため、内部統制の効果的かつ効率的な体制整備と運営にグループ全社をあげて取り組んできました。一方で、法令の改正など、社会のコンプライアンス重視の姿勢は強まっており、当社グループへの要請も今後一層強まると思われます。

こうしたなかで、当社は、2006年10月1日に持株会社に移行しました。

持株会社制は、各事業グループが専門性を高めるとともに諸施策のスピードをあげて実施できる一方で、統制システムが局所的に特化して全体としての統制が乱れる危険性も孕んでいます。

このため、当社と当社グループ各社が内部統制の基本方針や基本システムを共有するとともに、具体的な活動では各社ごとの独自性を活かせるようにすることで、持株会社制にあわせた効果的かつ効率的な内部統制を図っていきます。

さらに、内部統制システムは、事業内容や社会環境の変化にあわせて見直しを続けなければならないものであり、当社および当社グループ各社は、このシステムの整備を一層強力に進めていきます。

(1) 取締役に関する事項

①取締役および社員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および当社グループ各社の取締役および社員は、「DOWAグループの企業理念、ビジョン、価値観、行動規範」を日常の行動規範として、事業活動を遂行する。

当社は、執行役員を任命して、取締役会から執行機能を分離し、取締役会の監督機能の強化を図る。

当社および当社グループ各社は、取締役会規程や職務権限規程などの社規により、各職位にある者の権限と責任を明確にするとともに、取締役や社員の自己研鑽や各種教育により、法令、定款および社会規範の遵守を徹底する。

当社は、財務報告の信頼性を確保するための体制を当社および当社グループ各社において整備し運用する。

当社および当社グループ各社は、反社会的勢力には、組織的に毅然とした態度で対応する。また、必要により警察等関係機関や顧問弁護士と連携する。

当社は、DOWA相談デスクの設置や内部監査の実施により、当社および当社グループ各社における不正や不祥事の未然防止と早期発見を図り、必要に応じて適切な措置を講ずる。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に関する情報を、情報システム管理規程や知的財産管理規則などの社規に従い管理する。

また、文書については、取締役会議事録を取締役会規程に従い作成・保存するほか、稟議書およびその他の書類を文書規則などの社規に従い作成・保存し、必要に応じて閲覧できる状態を維持する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクの把握と回避のために、当社および当社グループ各社の重要事項の決定にあたり、取締役会などによる厳正な審査を実施する。また、当社グループ各社が連携するための連絡体制の構築と、緊急時の対応力向上を図る。このために必要な規則・ガイドラインなどを整備するとともに、各種教育等を実施する。

取締役と執行役員は、月1回の経営執行会議で、5つの事業会社とその事業グループに属する事業子会社各社の活動状況などについて報告を受け、事業環境の変化への迅速な対応を図る。

また、重大事案については、担当執行役員に直接指揮させ、経営執行会議のほか取締役会にも報告させる。

当社は、リスクの把握と回避を図り、必要に応じて適切な措置を講ずるため、当社および当社グループ各社の内部監査を実施する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規程や職務権限規程などの社規により当社および当社グループ各社における権限と責任を明確にする。

当社および当社グループ各社の経営上の決定事項については、重要度に応じて、当社または当社グループ各社の取締役会で決議し、または稟議書によって決裁者が決定する。なお、とくに重要な事項については、あらかじめ経営戦略会議で審議したうえ、当社の取締役会に付議する。

当社は、執行役員の内命によって、取締役会から執行機能を分離し、取締役会の監督機能の強化と意思決定の迅速化を図る。

また、当社の取締役会で決議された経営方針、中期計画、各年度予算に基づき、5つの事業会社とその事業グループに属する事業子会社各社へ経営資源を適正に配分し、事業グループごとに形成された企業集団が事業活動を行う。

各事業会社は、毎月の事業活動の状況を月次決算としてまとめたうえ、翌月開催される当社の経営執行会議に報告する。

当社の取締役会は、各事業グループの経営計画の達成度を管理するとともに、報酬委員会の答申に基づき取締役と執行役員の内報に適正に反映させる。

⑤当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および当社グループ各社は、取締役会規程、職務権限規程、経理規程、文書規則、購買規則、情報システム管理規程などの主要社規の体系と規定項目を当社および当社グループ各社で共通化し、各職位にある者の責任、権限、(決裁)手続きを明確にする。

当社グループ各社が、重要な事項を決定するときには、社内手続きだけでなく、事業会社においては当社と事前に協議しもしくは事前の同意を得て、また、事業子会社においては親会社である事業会社(とくに重要な事項については当社とも)と事前に協議しもしくは事前の同意を得て実施する。

各事業会社は、所管する事業グループの活動状況を月次決算としてまとめたうえ、当社の経営執行会議に毎月報告する。

当社は、当社、事業会社および事業子会社の開発力、技術力の向上を促進する技術サポート会社、ならびに会計、財務、資材、システムなどの間接業務の効率性と透明性を高める事務サポート会社を設置して、企業集団における内部統制を効果的に進める。

さらに、DOWAネットによる情報の共有化、当社および当社グループ各社の役員・社員が参加する研修会の開催、内部監査の実施などにより、内部統制システムの実効性を高める。

これらにより、当社グループの業務の適正を確保するとともに、効率化を図る。

(2) 監査役に関する事項

- ①監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項
監査役が補助すべき社員の設置を求めた場合は、すみやかに監査役の職務について専門性を有する社員を配置する。
- ②前号の社員の取締役からの独立性に関する事項およびその社員に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の求めに応じて補助すべき社員を設置する場合は、当該社員の選任および人事考課などについて、監査役の意見を尊重する。
- ③取締役および社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社は、稟議書の回付およびトップミーティングなどによる当社および当社グループ各社の取締役との意見交換などを実施する。
当社および当社グループ各社の取締役および社員は、会社に著しい損害もしくは信用の低下を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は、監査役に対してすみやかに適切な報告を行う。また、当社は、当社および当社グループ各社の内部監査を実施した場合は、その実施状況および結果を監査役に対して報告する。
- ④監査役に報告を行った者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社および当社グループ各社は、監査役に報告した者に対し、報告を行ったことを理由に不利益な取り扱いを行わない。
- ⑤監査役職務の執行について生じる費用等に関する事項
定常的な監査に関する費用については、監査役の要求額を尊重のうえ予算化する。また、監査の過程で費用が必要となったときは、職務執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用を支払う。
- ⑥その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
内部監査部門や会計監査人との意見交換、取締役との意見交換、重要な社員からの個別ヒアリング、当社および当社グループ各社への往査などのための監査環境の整備に協力する。

3 内部統制システムにおける運用状況の概要

- (1) コンプライアンス体制・リスク管理体制に関する運用状況
当社は、当社および当社グループ各社の従業員に対し、コンプライアンスについて社内研修での教育および定期的な情報配信などによる説明を行い、法令および定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、当社の内部通報制度である「DOWA相談デスク」についても、当社および当社グループ各社の従業員に対して周知を継続しております。

リスク管理については、経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止し、万一発生した場合の被害を極小化することを目的として、震災対策規程やヘッジ規則などを制定しております。特に重要な事項については、リスクの把握と回避のために、経営企画部や総務・法務部、経理部、環境・安全部など関係各所が集まり会議を開き、協議を行い対策の検討をしたうえ、必要に応じ取締役会に報告をしております。

(2) 効率的職務執行体制に関する運用状況

当社は、執行役員制度を導入しており、経営執行会議を月1回開催し、業務執行について、機動的な意思決定を行っております。

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役9名で構成され、社外監査役3名を含む監査役4名も出席しております。取締役会は16回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況などを監督し、活発な意見交換がなされております。さらに、昨年に引き続き、取締役および監査役全員を対象としてアンケート（第三者機関を交えた自己評価）を行い、その結果を踏まえ取締役会で実効性についての分析・評価を行いました。この結果、取締役会の構成・運営・付議事項などを含む実効性は十分に確保されていることが確認されました。加えて、社外取締役および監査役は、定期的な会合として意見交換会を実施し、その連携を確保しております。

また、取締役会議事録や稟議書およびその他の書類についても、取締役会規程や情報システム管理規程、文書規則などの社規に従い、記録・作成し、適切な情報の保存および管理を行っております。

(3) グループ内部統制に関する運用状況

当社は、職務権限規程に基づき、当社グループ各社の事業運営について、その自主性を尊重しつつ、当社における合議・承認事項および当社に対する報告事項などを明確にし、その執行状況の監督と当社グループ各社が適切な内部統制システムを構築するよう指導を行い、その体制整備と運用を推進しております。

監査役による監査、法務監査、労務監査、環境・安全監査などによって当社グループ各社の内部監査を実施することにより、当社グループ全体の内部統制の有効性を確認しております。

当社グループ各社の内部統制システムの強化を図ることにより、金融商品取引法に基づく、財務報告に係る内部統制についても適切に対応しております。

(4) 監査役の監査体制に関する運用状況

監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名で構成されております。監査役会は15回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。

また、監査役は、代表取締役社長、取締役、執行役員および当社各部長ならびに会計監査人と定期的に会合・ヒアリングを実施し、コンプライアンスや内部統制の整備状況について意見交換を行っております。

(注) 本報告書の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

以上

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	383,041	I 流動負債	228,267
現金及び預金	36,847	支払手形及び買掛金	63,265
受取手形、売掛金及び契約資産	99,013	短期借入金	27,916
商品及び製品	54,026	コマーシャル・ペーパー	33,000
仕掛品	8,693	未払法人税等	12,767
原材料及び貯蔵品	167,290	未払消費税等	4,249
その他	17,353	賞与引当金	5,200
貸倒引当金	△ 183	役員賞与引当金	346
		借入地金	39,872
		その他	41,648
II 固定資産	274,241	II 固定負債	100,441
有形固定資産	168,344	社債	30,000
建物及び構築物	69,854	長期借入金	40,708
機械装置及び運搬具	48,206	繰延税金負債	2,337
土地	27,890	役員退職慰労引当金	618
建設仮勘定	18,509	その他の引当金	333
その他	3,883	退職給付に係る負債	20,489
		その他	5,952
無形固定資産	9,466	負債合計	328,708
のれん	3,156	(純資産の部)	
その他	6,309	I 株主資本	303,604
		資本金	36,437
投資その他の資産	96,431	資本剰余金	25,870
投資有価証券	79,705	利益剰余金	246,360
長期貸付金	3,500	自己株式	△ 5,064
繰延税金資産	9,403	II その他の包括利益累計額	9,851
その他	3,915	その他有価証券評価差額金	11,662
貸倒引当金	△ 93	繰延ヘッジ損益	△ 5,547
		為替換算調整勘定	3,788
		退職給付に係る調整累計額	△ 52
		III 非支配株主持分	15,119
資産合計	657,283	純資産合計	328,574
		負債及び純資産合計	657,283

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	831,794
売 上 原 価	725,368
売 上 総 利 益	106,425
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	42,601
営 業 利 益	63,824
営 業 外 収 益	14,894
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,165
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	8,864
為 替 差 益	361
受 取 手 数 料	172
受 取 ロ イ ヤ リ テ ィ ー	1,669
有 償 サ ン プ ル 代 収 入	874
そ の 他	1,786
営 業 外 費 用	2,645
支 払 利 息	664
環 境 対 策 費	871
そ の 他	1,109
経 常 利 益	76,073
特 別 利 益	3,071
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,473
受 取 解 約 手 数 料	1,269
補 助 金 収 入	157
固 定 資 産 売 却 益	80
そ の 他	90
特 別 損 失	2,054
固 定 資 産 除 却 損	986
減 損 損 失	644
投 資 有 価 証 券 評 価 損	253
そ の 他	169
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	77,090
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	21,091
法 人 税 等 調 整 額	△ 831
当 期 純 利 益	56,831
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	5,818
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	51,012

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)

(単位：百万円)

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

項 目	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	36,437	26,473	201,290	△ 5,064	259,136
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	△ 233	-	△ 233
会計方針の変更を反映した当期首残高	36,437	26,473	201,057	△ 5,064	258,903
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	△ 5,709	-	△ 5,709
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	51,012	-	51,012
自己株式の取得	-	-	-	△ 1	△ 1
自己株式の処分	-	-	-	0	0
支配継続子会社に対する持分変動	-	△ 602	-	-	△ 602
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	△ 602	45,303	△ 0	44,700
当期末残高	36,437	25,870	246,360	△ 5,064	303,604

項 目	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計
当期首残高	10,569	△ 2,196	△ 1,643	△ 161	6,567
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,569	△ 2,196	△ 1,643	△ 161	6,567
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	-	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-
支配継続子会社に対する持分変動	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	1,092	△ 3,350	5,431	109	3,283
当期変動額合計	1,092	△ 3,350	5,431	109	3,283
当期末残高	11,662	△ 5,547	3,788	△ 52	9,851

項 目	非支配 株主持分	純資産合計
当期首残高	11,010	276,715
会計方針の変更による累積的影響額	-	△ 233
会計方針の変更を反映した当期首残高	11,010	276,481
当期変動額		
剰余金の配当	-	△ 5,709
親会社株主に帰属する当期純利益	-	51,012
自己株式の取得	-	△ 1
自己株式の処分	-	0
支配継続子会社に対する持分変動	-	△ 602
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	4,108	7,392
当期変動額合計	4,108	52,092
当期末残高	15,119	328,574

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	188,316	I 流動負債	135,815
現金及び預金	17,540	買掛金	1
売掛金	850	短期借入金	86,055
前払費用	208	コマーシャル・ペーパー	33,000
短期貸付金	163,312	1年内返済予定の長期借入金	8,255
未収入金	8,227	未払金	2,272
立替金	56	未払費用	610
その他	64	未払法人税等	4,364
貸倒引当金	△ 1,943	未払消費税等	5
		預り金	52
II 固定資産	139,527	賞与引当金	1,091
有形固定資産	13,242	役員賞与引当金	94
建物	1,894	その他	11
構築物	3,065	II 固定負債	71,609
機械装置	848	社債	30,000
車両運搬具	1	長期借入金	34,951
工具器具備品	295	退職給付引当金	6,597
土地	7,130	リース債務	1
建設仮勘定	5	長期預り金	59
無形固定資産	2,498	負債合計	207,424
ソフトウェア	344	(純資産の部)	
その他	2,153	I 株主資本	113,942
投資その他の資産	123,787	資本金	36,437
投資有価証券	16,599	資本剰余金	26,362
関係会社株式・出資金	77,291	資本準備金	9,110
長期貸付金	28,000	その他資本剰余金	17,252
長期前払費用	38	利益剰余金	54,235
繰延税金資産	1,123	その他利益剰余金	54,235
その他	792	別途積立金	15,081
貸倒引当金	△ 58	繰越利益剰余金	39,153
		自己株式	△ 3,093
		II 評価・換算差額等	6,476
		その他有価証券評価差額金	6,476
資産合計	327,843	純資産合計	120,418
		負債及び純資産合計	327,843

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	21,246
売上原価	999
売上総利益	20,246
販売費及び一般管理費	7,682
営業利益	12,564
営業外収益	2,909
受取利息及び配当金	1,165
債務保証損失引当金戻入額	1,231
受取賃貸料	163
その他	349
営業外費用	3,077
支払利息	486
社債利息	30
貸倒引当金繰入額	1,691
休廃止鉱山管理費	585
その他	283
経常利益	12,396
特別利益	79
投資有価証券売却益	66
固定資産売却益	13
その他	0
特別損失	303
投資有価証券評価損	247
減損損失	46
固定資産除却損	2
その他	6
税引前当期純利益	12,172
法人税、住民税及び事業税	328
法人税等調整額	△ 286
当期純利益	12,130

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本			
	資本金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	36,437	9,110	17,252	26,362
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	36,437	9,110	17,252	26,362

項 目	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	15,081	32,732	47,814	△ 3,092	107,521
当期変動額					
剰余金の配当	-	△ 5,709	△ 5,709	-	△ 5,709
当期純利益	-	12,130	12,130	-	12,130
自己株式の取得	-	-	-	△ 1	△ 1
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	6,421	6,421	△ 1	6,420
当期末残高	15,081	39,153	54,235	△ 3,093	113,942

項 目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	5,948	5,948	113,470
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 5,709
当期純利益	-	-	12,130
自己株式の取得	-	-	△ 1
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	528	528	528
当期変動額合計	528	528	6,948
当期末残高	6,476	6,476	120,418

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

DOWAホールディングス株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中桐 光康指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長島 拓也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、DOWAホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DOWAホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の計算書類 監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

DOWAホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中桐 光康

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長島 拓也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、DOWAホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第119期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、業務および財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および会計監査人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

DOWAホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	木 下	博	Ⓔ
常勤監査役	福 澤	元	Ⓔ
監 査 役	武 田	仁	Ⓔ
監 査 役	江 川	茂	Ⓔ

(注) 常勤監査役福澤元、監査役武田仁および監査役江川茂は、会社法第2条第16号および会社法第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

<× ㄷ>



会場ご案内図

ホテル椿山荘東京 ホテル1階「ボールルーム」

東京都文京区関口二丁目10番8号 電話03-3943-1111 (代表)



交通のご案内

- JR山手線「目白駅」より 
JR目白駅改札出口正面、「目白駅前」から、
都バス新宿駅西口行にて「ホテル椿山荘東京前」下車
- 東京メトロ有楽町線「江戸川橋駅」より 
東京メトロ有楽町線江戸川橋駅「1a」出口より徒歩10分
 - ①冠木門 (庭園入口)：江戸川橋を渡り、神田川沿い遊歩道を直進約500m
 - ②正面玄関：江戸川橋を渡り、目白坂下南交差点を左折。坂道を道なりに上り、約500m